

グループ補助金（新分野事業）について

平成27年度から、従前の施設等への復旧では事業再開、継続や売上回復が困難な事業者が、新分野事業により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても補助対象になります。

新分野事業の例

- 新商品製造ラインへの転換
- 新商品・新サービス開発
- 生産性向上のための設備導入
- 新市場開拓調査
- 従業員確保のための宿舍整備等

補助対象経費

従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、

- 新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費
- これに付随して行うソフト事業*に係る経費

*新商品・新サービス開発費又は新市場開拓調査費。

(ソフト事業のみの申請はできません。)

※補助上限額は、従前の施設・設備への復旧(未契約分に限る)を行う場合に要する金額に補助率を乗じた金額です。

申請条件

グループ補助金の要件に加え、被災した施設・設備について未復旧(未契約)部分がある事業者で、従前の施設等への復旧では事業再開や震災前の売上まで回復することが困難だが、新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。

※認定経営革新等支援機関による確認書が必要です。

なお、既に交付決定を受けている事業者であっても、交付決定の範囲内で未復旧(未契約)部分がある場合には対象となることは可能です。

補助率 3/4以内

(例) 震災以前に所有していた設備を復旧させるために費用200が必要な場合

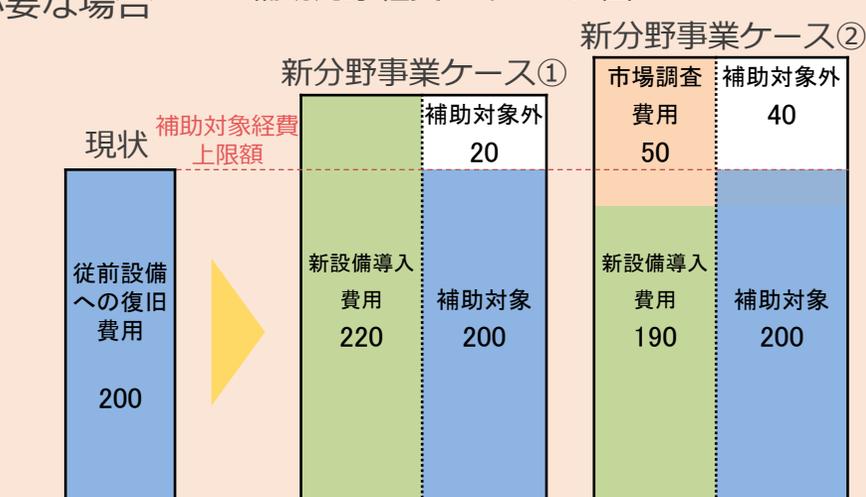
ケース①

震災以前に所有していた設備に代えて、新商品を製造するための設備を導入(費用は220)する場合、補助対象経費とできる範囲は200まで(差額の20は補助対象外)

ケース②

新商品を製造するための設備を導入(費用は190)するとともに、それによって生み出される商品の市場調査を実施(費用は50)する場合、補助対象経費と出来る範囲は、設備導入費及び市場調査費合わせて200まで(差額の40は補助対象外)

補助対象経費のイメージ図



グループ補助金（新分野事業）について

— 手続きの流れ —

新規で申請する場合、以下の①～⑬の順に手続きを行います。

